平成２１年（再ロ）第１００９９号
東京都江東区北砂３―５―21―1003
再生債務者　井上　　昇
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月２日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月16日から平成21年10月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第４号
盛岡市桜台１丁目28番11号
再生債務者　堀江　健司
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年９月３日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月17日から平成21年10月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１号
岩手県奥州市衣川区古戸228番地６
再生債務者　岩渕ミサ子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月24日まで
平成21年８月６日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（再ロ）第１号
栃木県小山市大字羽川146番地76
再生債務者　武山　圭一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月26日まで
平成21年８月５日
宇都宮地方裁判所栃木支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１００２１号
東京都葛飾区金町３―29―10―201
再生債務者　池田　壽一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００２９号
神奈川県藤沢市円行1857―９
再生債務者　矢数　忠雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１号
岩手県下閉伊郡川井村大字江繋第２地割１番地
再生債務者　中村　忠徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月６日　盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（再ロ）第１００４９号
東京都立川市幸町６―20―20―103
再生債務者　齋藤　敦志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月５日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２０年（再ロ）第２号
千葉県香取郡多古町染井185番地１
再生債務者　萩原　清一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成21年８月６日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

企業年金基金変更公告

不動テトラ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

1．新事務所の所在地　東京都中央区日本橋小舟町７－２
2．旧事務所の所在地　東京都中央区日本橋小舟町６－１
3．変更年月日　平成21年８月１日
平成 21 年８月 14 日
不動テトラ企業年金基金
理事長　山下　　晃

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙の部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十一年八月三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十五日
掲載頁　一一一頁（号外第一四九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十五日
掲載頁　一一一頁（号外第一四九号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十五日
掲載頁　一一一頁（号外第一四九号）
平成二十一年八月十四日
北海道北斗市開発一四一番地一
（甲）東洋レディミックス株式会社
代表取締役　山科　康夫
北海道函館市戸倉町一五四番地一五
（乙）ＴＣ東洋コンクリート販売株式会社
代表取締役　山科　康夫
北海道函館市戸倉町一五四番地一五
（丙）東洋コンクリート株式会社
代表取締役　山科　康夫

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十四日
掲載頁　一一二頁（号外第一四八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十四日
掲載頁　一一二頁（号外第一四八号）
平成二十一年八月十四日
札幌市東区北二十四条東二十一丁目六番三号
（甲）株式会社立志商事
代表取締役　坂東　　守
札幌市東区北二十四条東二十一丁目六番三号
（乙）株式会社プレイブ
代表取締役　坂東　駿平

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十一年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年七月二十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年八月三日
掲載頁　一一八頁（号外第一六二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月二十八日
掲載頁　一〇四頁（号外第一五八号）
平成二十一年八月十四日
埼玉県行田市大字野字築道下一六九八番二〇
（甲）昭栄運輸株式会社
代表取締役　林　　克則
埼玉県さいたま市南区大字大谷口五〇四四番地
（乙）昭栄物流株式会社
代表取締役　林　　克則